

合同会社訪問看護ステーション つばめ

指定介護予防訪問看護事業運営規程

【事業の目的】

第1条 合同会社訪問看護ステーションつばめ（以下「本事業者」という）が設置する合同会社訪問看護ステーションつばめ（以下「本事業所」という）において実施する指定介護予防訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護予防訪問看護の円滑な運営理解を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 本事業所が実施する指定介護予防訪問看護は、利用者が介護予防状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意志及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるものとする。
- 4 介護予防の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省 令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業所の名称等】

第3条 指定介護予防訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 合同会社訪問看護ステーション つばめ
- (2) 所在地 長崎県大村市大川田町463-1 A棟

【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第4条 本事業者における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：2.5人以上（1名は管理者兼務）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護の実際に関し、本事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護師：常勤換算3.5名（1名管理者兼務）
看護師は主治医に指示と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という）に沿って指定介護予防訪問看護計画書を作成し利用者に提供する。当該計画書に基づき指定介護予防訪問看護を提供し、実施事項等を指定介護予防訪問看護報告書として作成する。
- (3) 事務職員：1名（パート）
必要な事務を行う。

【営業日および営業時間】

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
ただし、土日・祝日、12月29日から1月3日までを除く。
*利用者の状況により、土日・祝日も営業する場合がある。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時までとする。
- (4) 連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な体制とする。

【指定介護予防訪問看護の内容】

第6条 指定介護予防訪問看護内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) 日常生活の中でのリハビリ
- (10) その他医師の指示による医療処置

【利用料等】

第7条 指定介護予防訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護等が法廷代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額とする。

- (1) 事業所から片道20キロ未満 200円
- (2) 事業所から片道20キロ以上 300円

3 死後の処置料は11000円とする。

4 前2項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料と指定介護予防訪問看護とは別事業の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定介護予防訪問看護の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に関し、事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を設けることとする。

指定介護予防訪問看護とは別事業については、目的・運営方針・利用料を別途定めて実施する。

【通常の実施地域】

第8条 通常指定介護予防訪問看護に実施地域は、大村市、諫早市、東彼杵郡の区域とする。

【緊急時等における対応方法】

第9条 指定介護予防訪問看護の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が生じた場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる地域包括支援センター、居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【衛生管理等】

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。

【苦情処理】

第11条 指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは指示の求め又は当該市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定介護予防訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

【虐待の防止】

第12条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 本事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 本事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【個人情報の保護】

第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

【業務継続計画の策定等】

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【身体拘束】

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【その他の運営に関する留意事項】

第14条 本事業所は、医療従事者の質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制について検証、整備する。

(1) 採用時研修：採用後1か月以内

(2) 継続研修：年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 本事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。

5 本事業所は、介護予防訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する事項は本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年5月9日から施行する。

この規定は、令和5年1月25日から施行する。

この規定は、令和7年3月5日から施行する。

この規定は、令和8年5月12日から施行する。